

第3次 新富町男女共同参画計画

Plans for Gender Equality

令和5年3月 新富町

Shintomi-cho Miyazaki. March 2023



我が国は、人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加に加え、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の生命や生活、経済、社会、さらには、行動・意識・価値観にまで及ぶ大きな影響を受け、歴史的な転換点に直面しています。

こういった状況のなか、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢、性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認（性同一性）に関する事等も含め、幅広く多様な立場の人々が互いを理解し合い、共生する社会の実現にもつながります。

この度、新富町でも男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に事業を進めていくため、新富町男女共同参画計画の見直しを行い、『第3次新富町男女共同参画計画』を策定しました。

合わせて、昨年12月には、男女共同参画の実現に向けた取組を進めるうえでの理念や責務を明文化した『新富町男女共同参画推進条例』を制定したところであります。

これから、条例に定める理念を基本とし、本計画の方向性を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

皆様には、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました新富町男女共同参画推進懇話会の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様には厚くお礼申し上げます。

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画改定の趣旨	1
2. 統計結果からみる新富町の現状	2
3. アンケート調査結果からみる新富町の現状	5
第2章 計画の基本的考え方	11
1. 基本理念	11
2. 計画の位置づけ	11
3. 計画の期間	11
4. 基本目標	11
5. 計画の体系	12
第3章 計画の内容	13
基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	13
重点施策(I) 男女共同参画の推進に向けた意識づくり	13
重点施策(II) 教育・学習を通じた男女共同参画の推進	14
基本目標 2 あらゆる分野における女性の参画拡大(新富町女性活躍推進計画)	15
重点施策(I) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	15
重点施策(II) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	16
重点施策(III) 地域における男女共同参画の推進	18
基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現	19
重点施策(I) 生涯を通じた健康支援	19
重点施策(II) 安心して暮らせる環境の整備	20
重点施策(III) 防災における男女共同参画の推進	22
重点施策(IV) あらゆる暴力の根絶(新富町DV防止基本計画)	23
第4章 計画の推進体制	24
資料編	25
1. 男女共同参画基本法	26
2. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	28
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	34
4. 新富町男女共同参画推進条例	40
5. 新富町男女共同参画推進懇話会規則	42
6. 新富町男女共同参画推進懇話会委員名簿	42

1. 計画改定の趣旨

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)では、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会を『男女共同参画社会』と定義しています。

新富町では、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画として、平成25年3月に「新富町男女共同参画計画」を策定し、改定を重ねながら男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

今後も、少子高齢化や人口減少、国内の経済社会環境や国際情勢などによる、私たちの生活を巡る状況の変化に対応していくためには、家庭・学校・職場・地域など社会のあらゆる分野において、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要です。

そのため、切れ間なく、新富町が男女共同参画社会の実現に向けた取組を計画的に推進していくため、「第3次新富町男女共同参画計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2. 統計結果からみる新富町の現状

(1) 総人口の推移

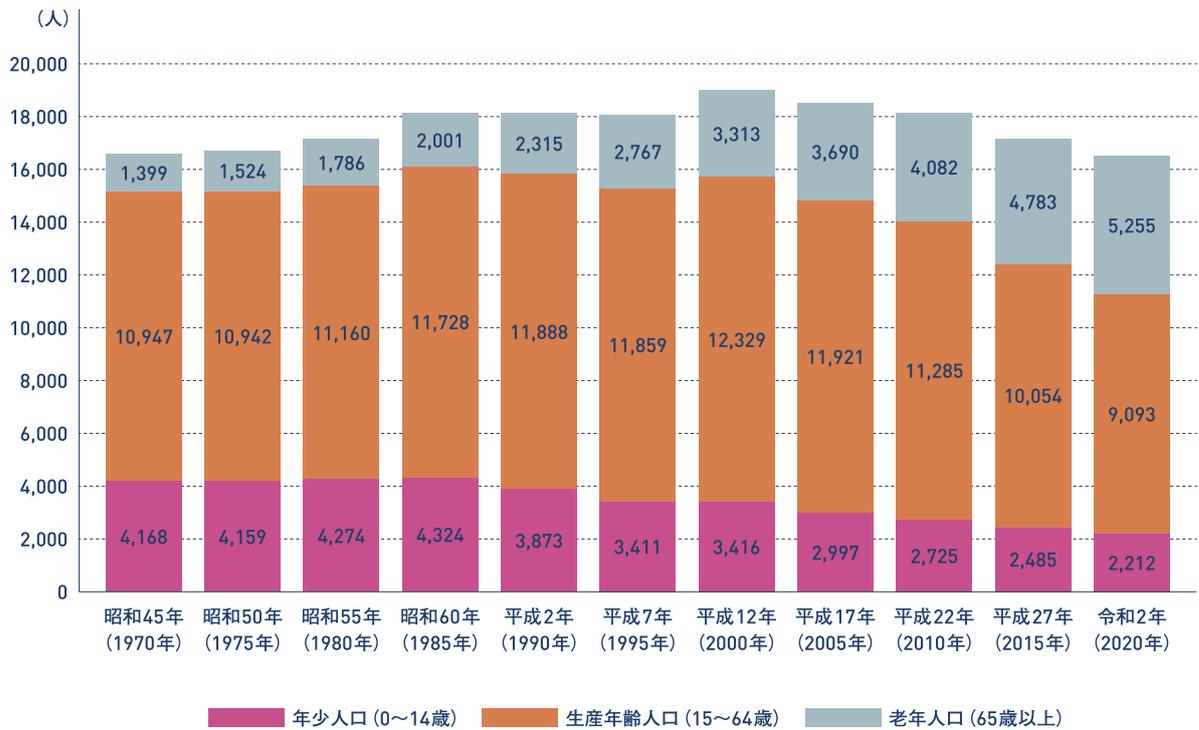
本町の総人口は、平成12年の19,058人をピークに減少傾向にあり、令和2年の人口は16,564人と、50年前の昭和45年の人口とほぼ同程度にまで減少していることが伺えます。



資料:国勢調査

(2) 年齢3区分別人口の推移

総人口は50年前の人口と変わらないものの、年齢3区分の割合は大きく変化しており、老年人口が大幅に増加傾向であることが伺えます。反して、年少人口・生産年齢人口は減少傾向にあり、特に、年少人口が減少傾向であることが伺えます。



※平成27年以降は、年齢未回答者が含まれているため、総人口と不一致

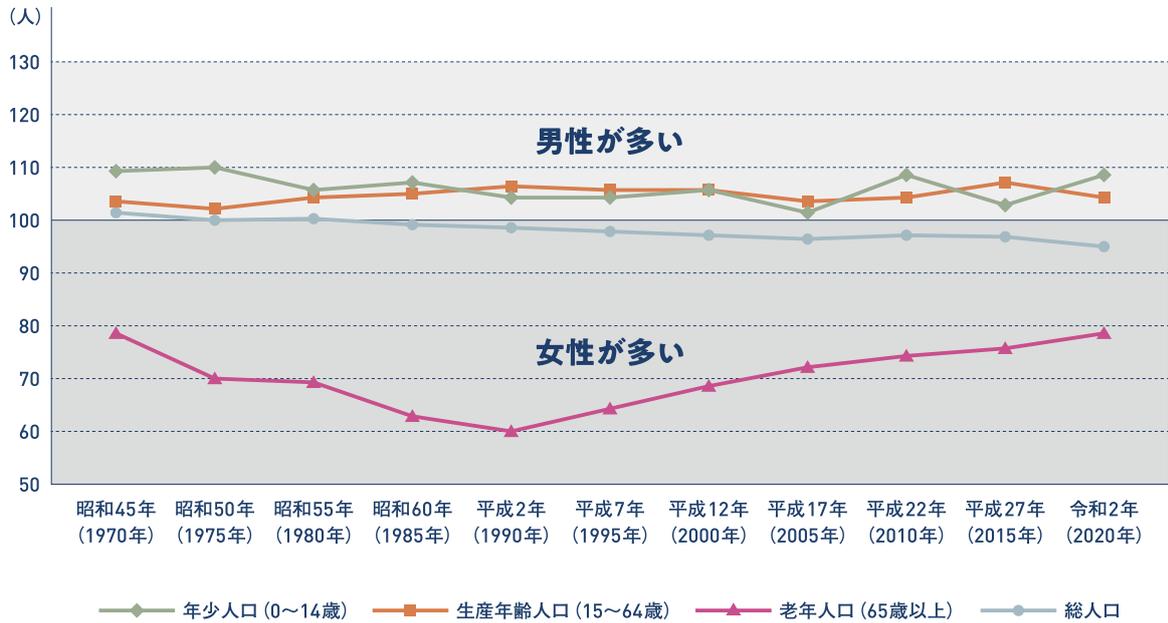
(3) 一般世帯の世帯数及び1世帯あたりの世帯人数

人口に反し、世帯数は増加傾向にあるものの、1世帯あたりの世帯人数は、減少傾向であることが伺えます。



(4) 女性100人に対する男性の人口

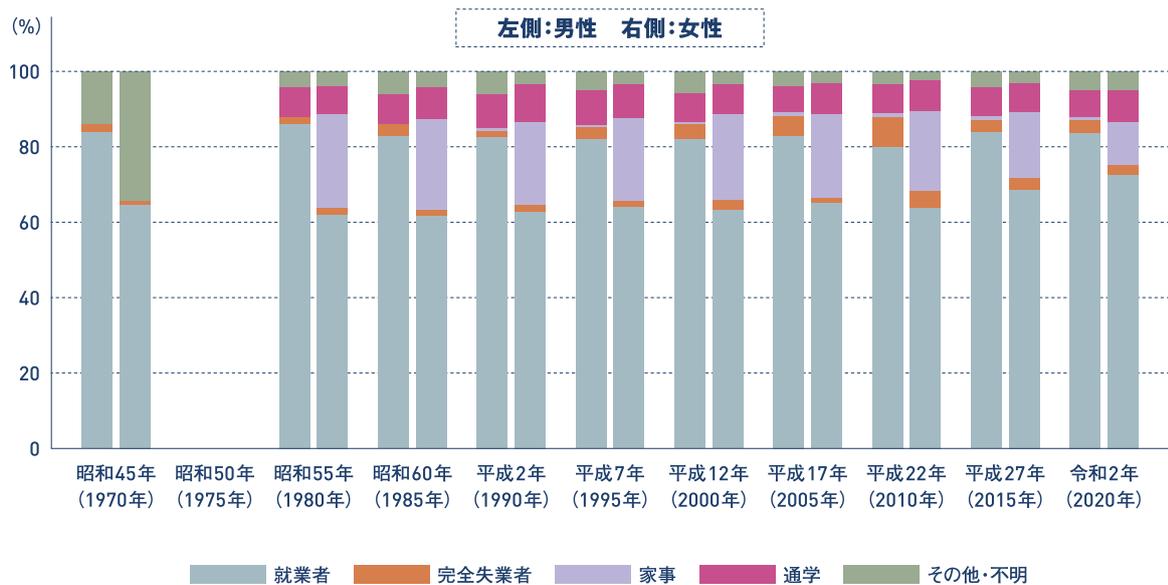
新富町に住む女性100人に対する男性の人口は、年齢3区分別にみると、年少人口・生産年齢人口は女性より男性が多い状況にあり、老年人口は男性より女性が多い状況が伺えます。また、総人口では、少しずつ男性より女性が多い傾向に転じている状況が伺えます。



※平成27年以降は、年齢未回答者が含まれているため、総人口と不一致

(5) 男女別労働力状態の割合 (15歳~64歳)

約50年間、男性の労働力状態の割合にあまり変化は見られませんが、女性は家事の割合は減少傾向、就業者の割合は増加傾向であることが伺えます。

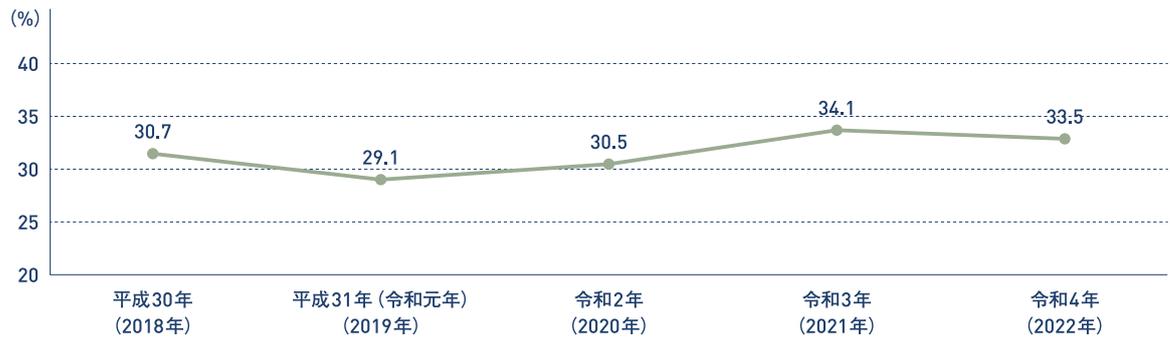


※昭和45年の家事、通学はその他に含まれる。昭和50年はデータなし

資料: 国勢調査

(6) 審議会等に占める女性の割合（地方自治法第202条の3に基づく委嘱）

新富町長が委嘱する各審議会等において、その構成員の女性の割合は、この5年間、30%程度を推移しています。

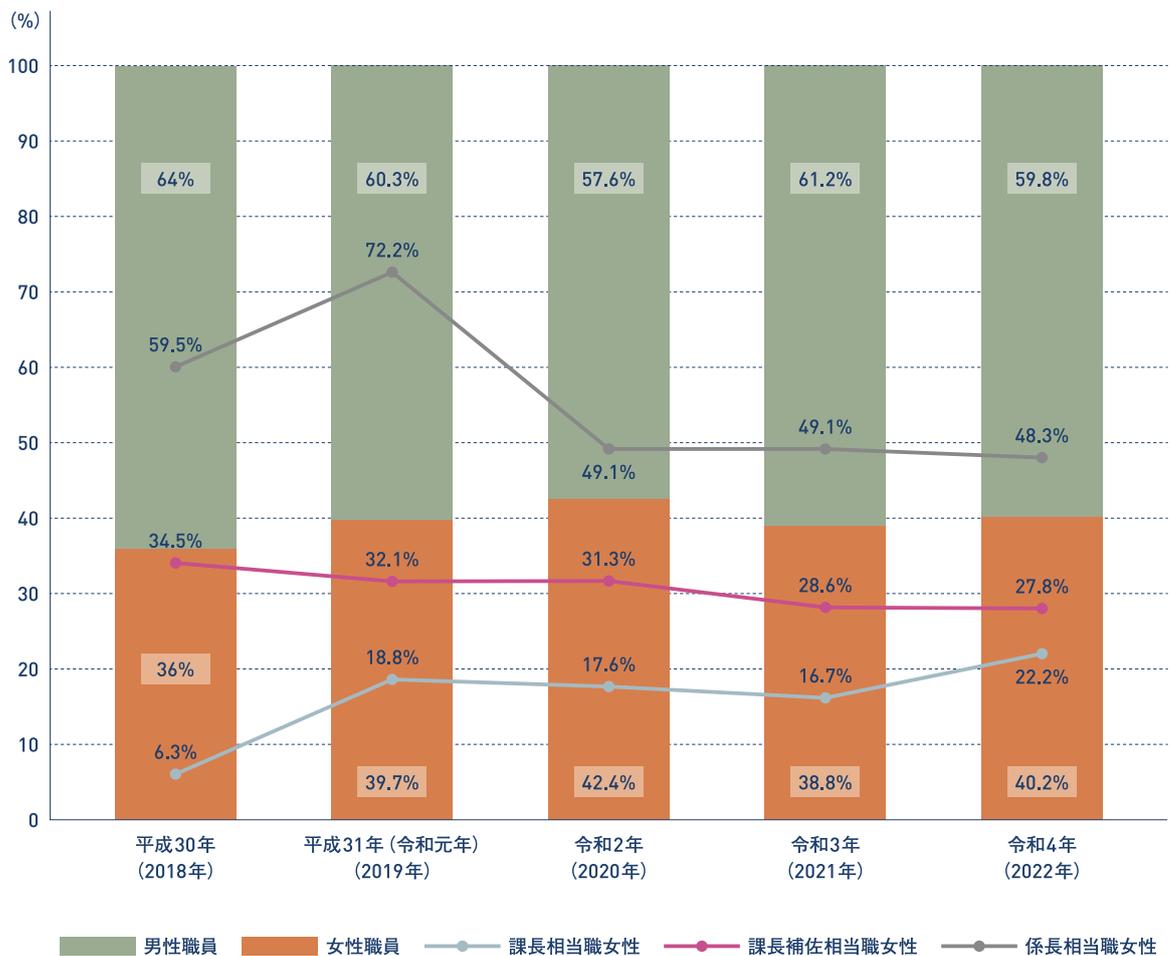


資料: 総合政策課調べ (各年4月1日現在)

(7) 町職員の男女割合及び役職別女性割合

町職員の男女の割合は、この5年間6:4の割合を推移しています。

また、役職別にみた女性割合は、係長相当職の女性割合は、40%強であるものの、課長・課長補佐相当職の女性割合は、30%以下であり、まだ低い状況が伺えます。



資料: 総務課調べ (各年4月1日現在)

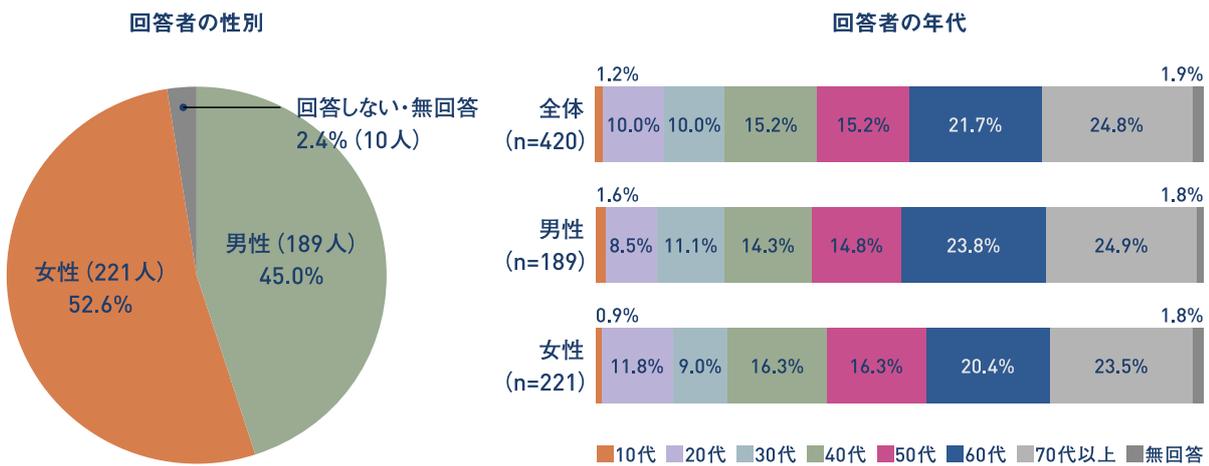
3. アンケート調査結果からみる新富町の現状

(1) アンケート調査の実施概要

本計画を策定するにあたり、町民の考えや意見、実態等を把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

対象	調査期間	配布方法	回答方法	回収率	
18歳以上の町民 1,000人(無作為抽出)	令和4年8月12日 ～令和4年8月31日	郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送 ・インターネット 	42.0%	
				郵送	インターネット
				33.6%	8.4%

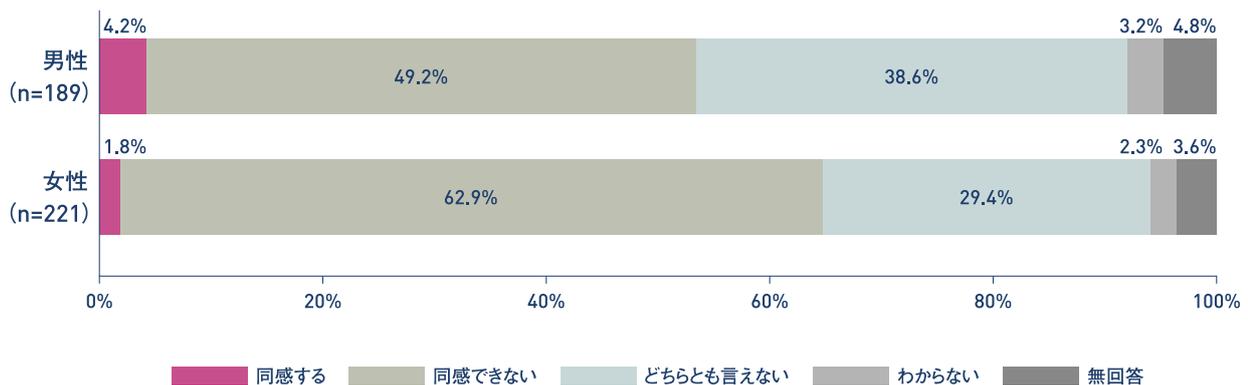
(2) アンケート調査結果(一部抜粋)



問. あなたは、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を聞いて、どのように感じますか。(1つ選択)

「同感できない」の割合は、「女性」が「男性」を13.7ポイント上回っています。

「どちらとも言えない」は、「女性」が「男性」を9.2ポイント下回っています。



問. あなたは、①～⑧の場面等で、男女は平等になっていると思いますか。(それぞれ1つずつ選択)

「思う」の割合は、全ての項目で「女性」が「男性」を上回っています。

●その中で、男女差が特に大きい項目は以下の通りです。

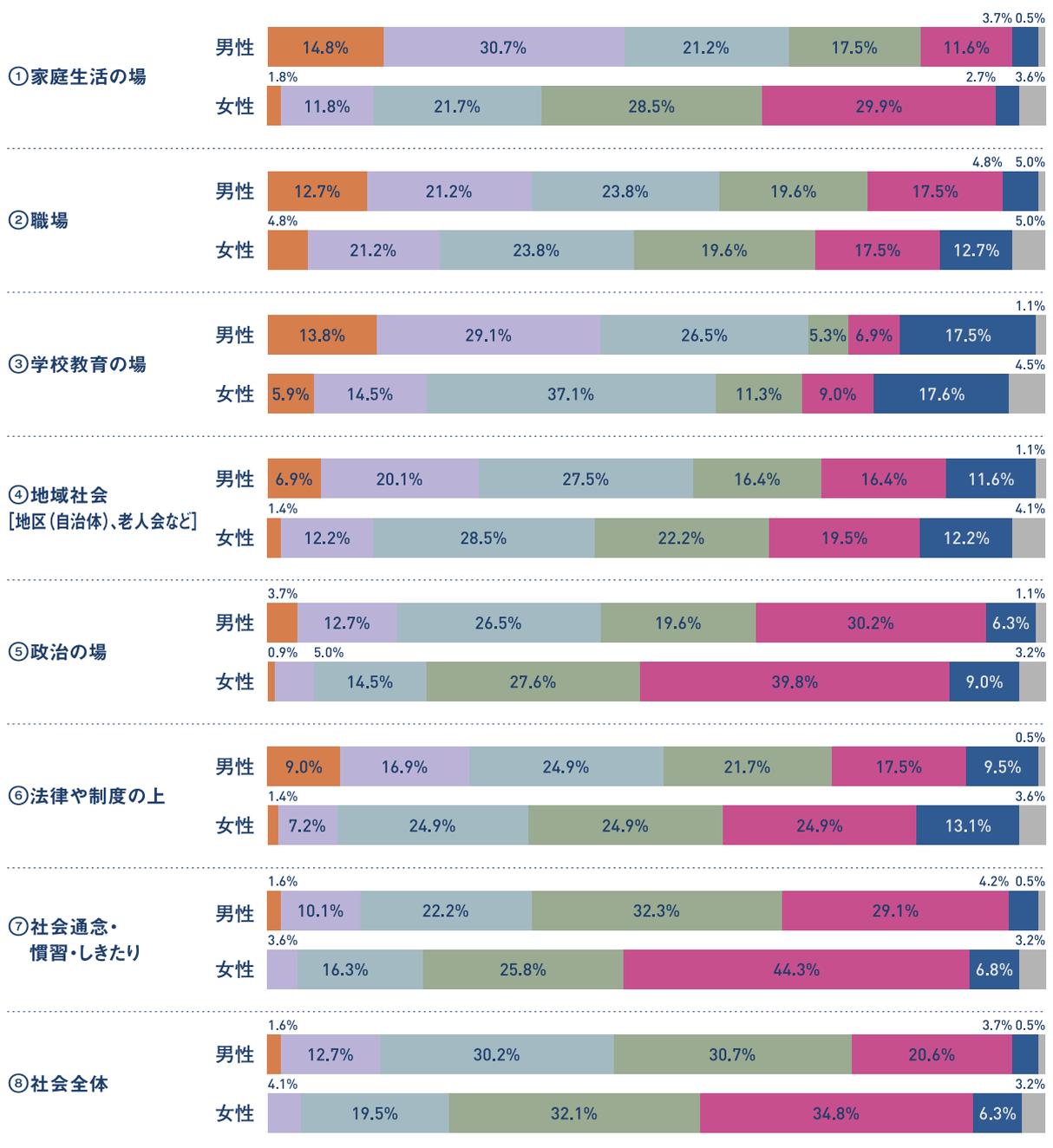
- ①家庭生活の場 (31.9ポイント) ③学校教育の場 (22.5ポイント)
- ⑥法律や制度の上 (17.3ポイント) ④地域社会 (13.4ポイント)

●「女性」で「思う」の割合が10%未満となっている項目(即ち「思わない」がほぼ半数以上となっている項目)は以下の通りです。

- ⑤政治の場 ⑥法律や制度の上 ⑦社会通念・慣習・しきたり ⑧社会全体

※なお、これらの項目では「男性」も、「思う」の割合は他の項目(①②③④)と比べて低くなっています。

◎男性 (n=189) 女性 (n=221)

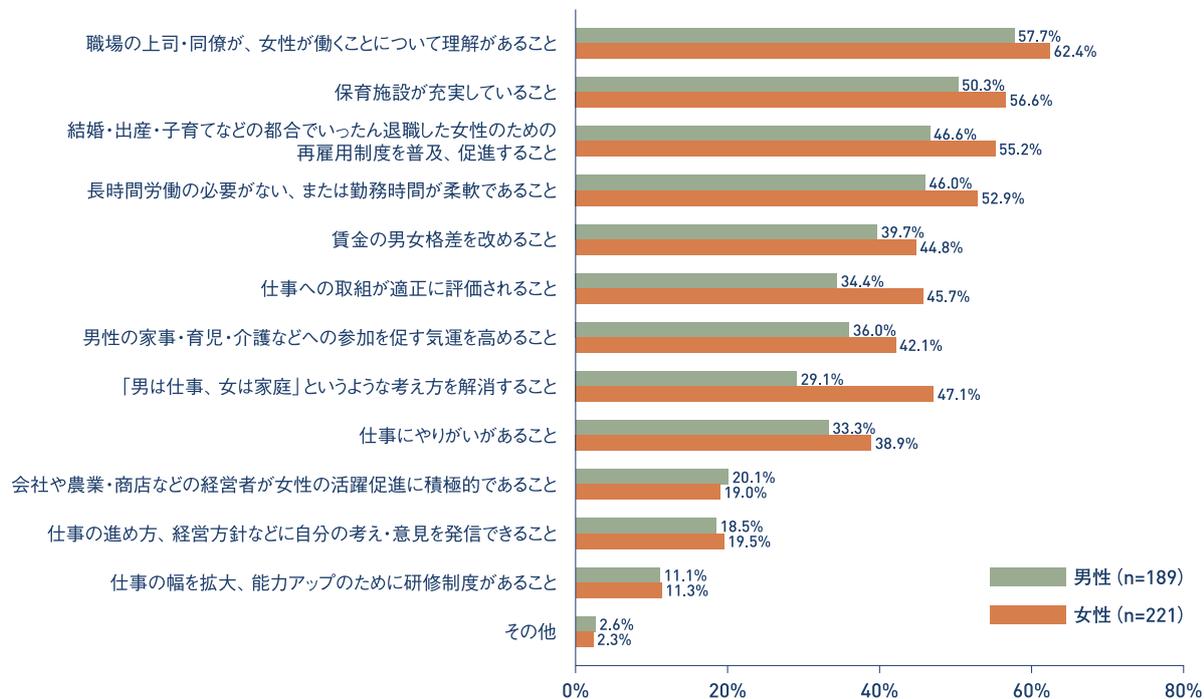


■思う ■どちらかと言えば思う ■どちらとも言えない ■どちらかと言えばそう思わない ■そう思わない ■わからない ■無回答

問. あなたは、女性が結婚・出産後も就業し、それぞれの職場で働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数選択可)

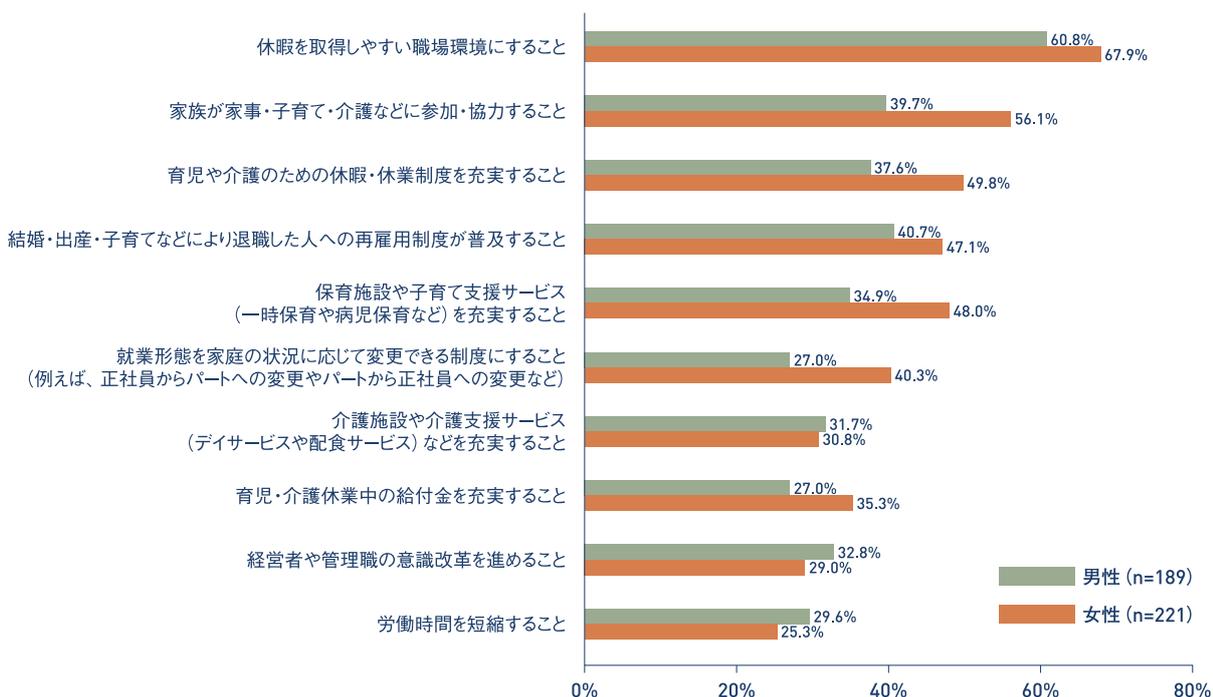
上位9項目(割合が33.0%以上:1/3以上)の順位は、男女ともほぼ同じになっています。

この中で、全ての項目で「女性」が「男性」を約5ポイント以上上回っています。特に、第8位の「『男は仕事、女は家庭』というような考え方を解消すること」では、18.0ポイントの差となっています。



問. あなたは、仕事と家庭生活を両立していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数選択可)

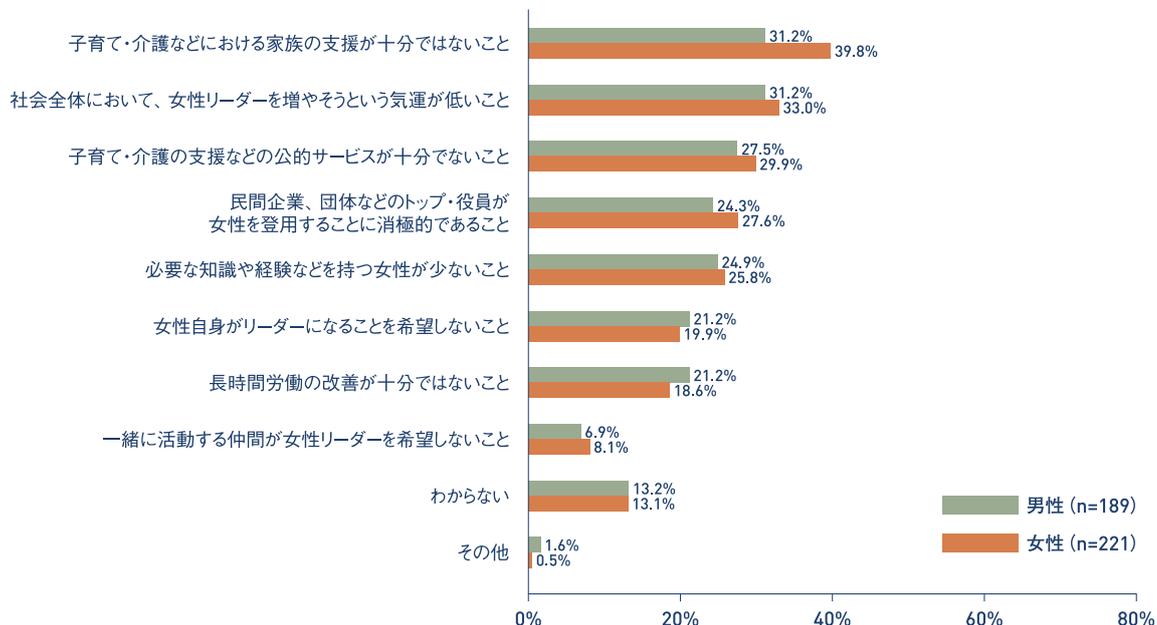
上位9項目(割合が33.0%以上:1/3以上)の順位は、男女ともほぼ同じになっています。その中の7項目で「女性」が「男性」を上回っています。



問. あなたは、政治・経済・地域などの各分野での女性リーダーを増やそうとするときに、何がさまたげになると思いますか。(3つまで選択可)

上位3項目は、順位、割合が男女ともほぼ同じになっています。

その中で、第1位の「子育て・介護などにおける家族の支援が十分ではないこと」については、男女の割合に差があります。(「女性」>「男性」:8.6ポイント)

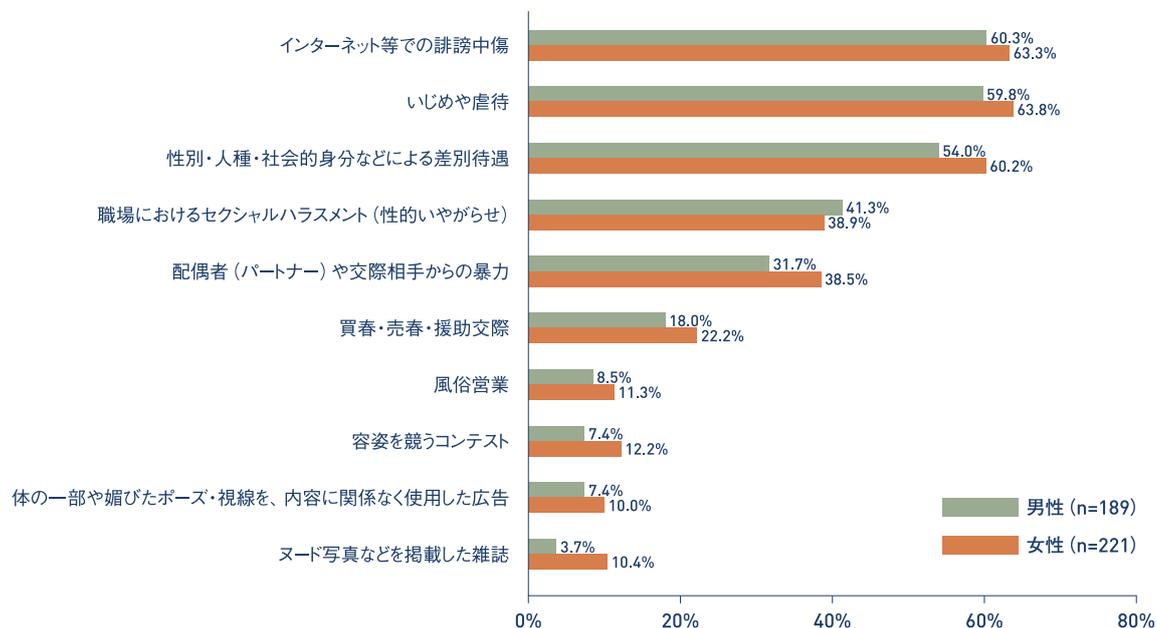


問. あなたは、どのようなことで「人権が侵害されている」と思いますか。(複数選択可)

上位5項目(割合が33.0%以上:1/3以上)の順位は、男女ともほぼ同じになっています。

その中で、上位3項目の割合は50%以上となっています。

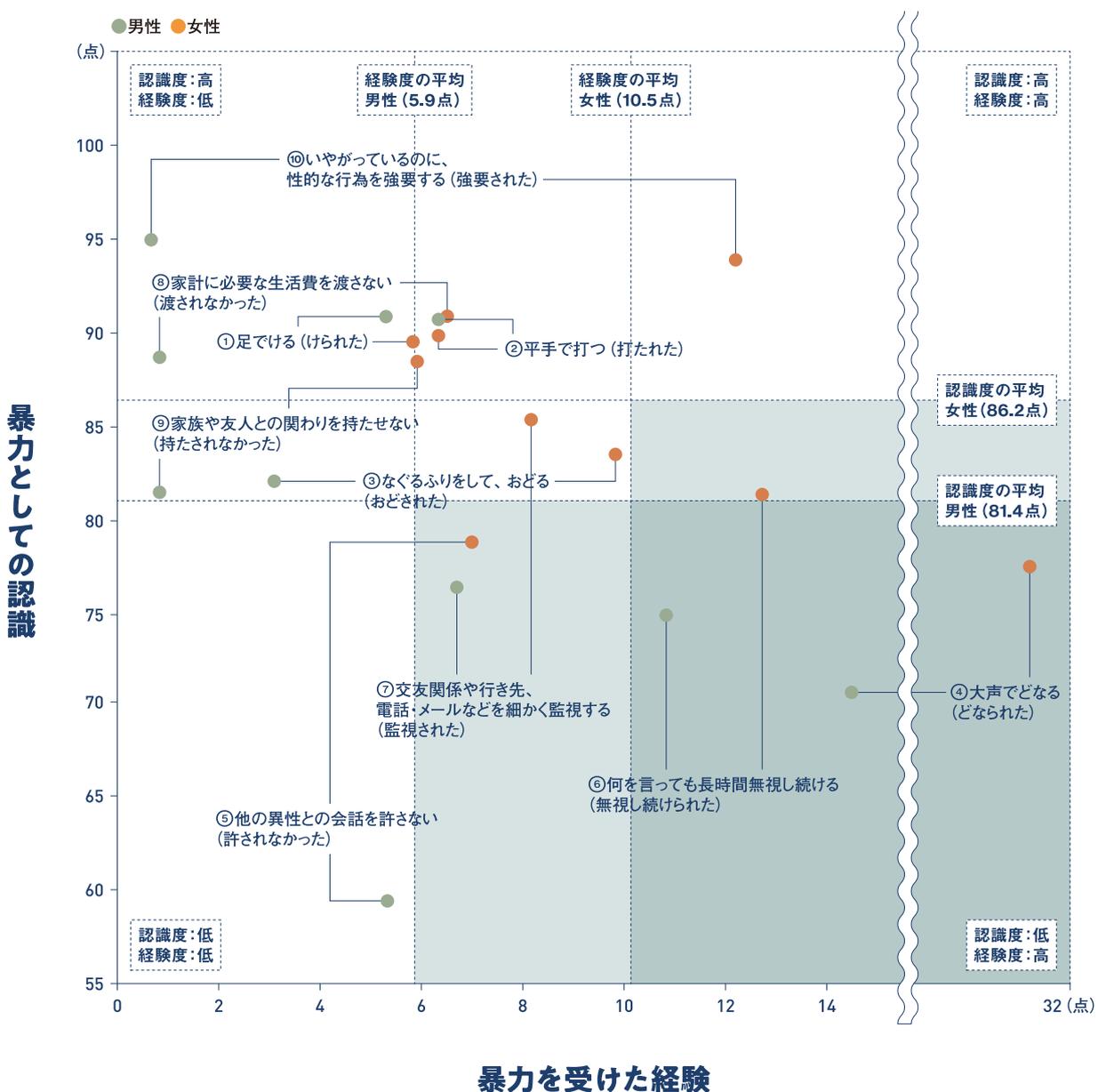
なお、各項目のほとんどで「女性」の割合が「男性」を上回っています。その差が大きいのは、「性別・人種・社会的身分などによる差別待遇」(女性>男性:6.2ポイント)と「配偶者(パートナー)や交際相手からの暴力」(同6.8ポイント)となっています。



問. あなたは、配偶者（パートナー）または交際相手との間で行われた、①～⑩のようなことを暴力だと思いませんか。（それぞれ1つ選択）

問. あなたは、①～⑩のようなことを、配偶者（パートナー）または交際相手から受けた経験はありますか。（それぞれ1つ選択）

- 「暴力として認識している人が最も少ない項目」は、男女とも「⑤他の異性との会話を許さない」となっています。
 - 「暴力を受けた経験のある人が最も多い項目」は、男女とも「④大声でどなられた」となっています。
 - 「暴力としての認識している人が少なく、暴力を受けた経験のある人が多い項目」は、男性が「④大声でどなる（どなられた）」、「⑥何を言っても長時間無視し続ける（無視し続けられた）」女性が「④大声でどなる（どなられた）」となっています。
- （※但し、「大声でどなられた」を除いた「暴力を受けた経験がある人」は少ない。）



〈補足〉

縦軸: 点数が高い程、「暴力として認識」している人が多いことをあらわしている。

横軸: 点数が高い程、「暴力を受けた経験」がある人が多いことをあらわしている。

問. あなたは、「男女共同参画社会」の実現に向けて、今後、町はどのようなことに力を入れたら良いと思いますか。(3つまで選択可)

最も力を入れる項目(第1位)は、男女とも「子育てや介護中でも仕事が続けられるための支援サービスを充実すること」となっています。その割合は両者とも50%以上(半数以上)で他の項目を大きく上回っています。

第2位と第3位の項目は、男女とも同じで、その割合はほぼ30%台となっています。

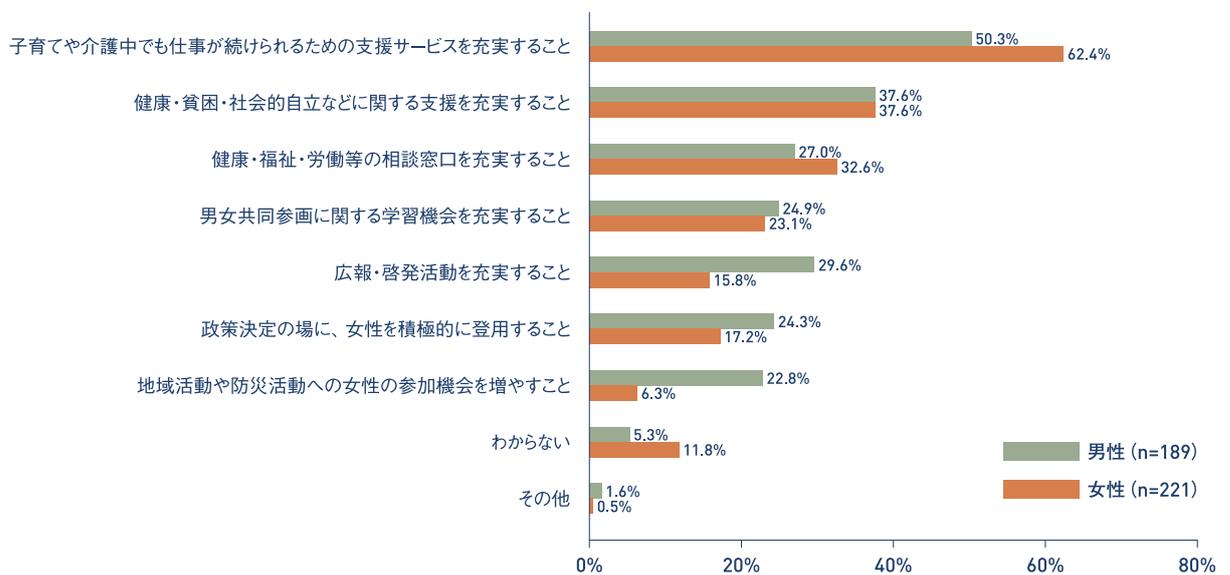
●男女差が10ポイント以上ある項目は以下の通りです。

「女性>男性」

- ・第1位「子育てや介護中でも仕事が続けられるための支援サービスを充実すること」(12.1ポイント)

「男性>女性」

- ・第5位「広報・啓発活動を充実すること」(13.8ポイント)
- ・第7位「地域活動や防災活動への女性の参加機会を増やすこと」(16.5ポイント)



1. 基本理念

本計画は、新富町男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）第3条第1号から第5号に掲げる基本理念に基づき策定します。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに鑑み、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること
国際的協調

(5) 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行うよう配慮すること

2. 計画の位置づけ

(1) 本計画は、基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

(2) 本計画は、条例第9条第1項に基づき策定する「基本計画」です。

(3) 本計画は、「新富町長期総合計画」（以下「総合計画」という。）を上位計画とし、総合計画の個別計画として位置付けられています。

(4) 本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。【新富町女性活躍推進計画】

(5) 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。【新富町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画（以下「新富町DV防止計画」という。）】

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4. 基本目標

本計画は、基本理念を踏まえ、次の3つを基本目標に掲げ策定します。

- 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- 基本目標2 あらゆる分野における女性の参画拡大
- 基本目標3 安全・安心な暮らしの実現

5. 計画の体系

基本目標	重点施策	施策の方向性
男女共同参画社会の 実現に向けた 基盤の整備	男女共同参画の 推進に向けた意識づくり	①固定的性別役割分担意識や思い込みの解消 ②人権に関する理解の促進及び相談体制の充実 ③男女共同参画の視点に配慮した情報発信の推進
	教育・学習を通じた 男女共同参画の推進	①学校教育における男女共同参画の充実 ②生涯を通じた男女共同参画に関する学習機会の推進
	政策・方針決定過程への 女性の参画拡大	①各審議会等委員への女性の参画拡大
		②政治分野における女性の参画拡大
③行政分野における女性の参画拡大		
④経済分野における女性の参画拡大		
あらゆる分野における 女性の参画拡大 <small>〔新富町女性活躍推進計画〕</small>	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進	①就業環境の整備と女性の就労機会の創出
		②子育て支援サービスの充実
		③介護支援サービスの充実
		④家庭における家事・育児・介護等の相互協力の推進
		⑤ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発活動の推進
	地域における 男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の推進
②まちづくりにおける男女共同参画の推進		
安全・安心な暮らしの実現	生涯を通じた健康支援	①健康の保持増進対策の推進
		②性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援
	安心して暮らせる 環境の整備	①生活上の困難に直面する家庭への支援
		②高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備
	防災における 男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った防災対策
		②男女共同参画の視点に立った消防団活動の推進
	あらゆる暴力の根絶 <small>【新富町DV防止基本計画】</small>	①暴力・ハラスメント等の防止に向けた意識づくり
		②被害者・支援者の安全確保と相談・支援体制の充実

基本目標 1

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

重点施策 I 男女共同参画の推進に向けた意識づくり

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み¹は、往々にして年少の頃から長年にわたり形成されており、このような意識や固定観念は、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害となっています。このような状態を解消していくため、親しみやすく分かりやすい広報・啓発や情報提供を通して、様々な世代で固定的性別役割分担意識等を植え付けず、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組を進めます。あわせて、人権が侵害された場合の相談体制の充実を図ります。

施策の方向性① 固定的性別役割分担意識や思い込みの解消

- 町からの様々な手段による広報を通じ、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みの解消につながる広報・啓発を推進します。
- 児童生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会性や勤労観・職業観を持ち、主体的に進路選択できる力を身に付けることができるよう職場体験活動等を通して、望ましいキャリアプランニング²能力の形成を促進します。
- 対象やテーマ、年代に応じ、戦略的に広報・啓発に取り組むことで、固定的性別役割分担意識や思い込みの解消に取り組めます。
- 「男女共同参画週間」など、各種の機会を通じて、男女共同参画に関する町民の認識を深める広報・啓発を推進します。
- 職場、家庭などにおいて、男性と女性に中立でない慣行等については、男女共同参画の視点に立って見直しが進められるよう、広報・啓発に取り組めます。

施策の方向性② 人権に関する理解の促進及び相談体制の充実

- 「人権啓発強調月間」や「人権週間」など、各種の機会を通じて、人権等に関する町民の認識を深める広報・啓発を推進します。
- 各学校における道徳教育の充実を図り、人権教育・啓発を推進します。
- 人権擁護委員による「人権・なやみごと相談所」の開設を継続して行います。

施策の方向性③ 男女共同参画の視点に配慮した情報発信の推進

- 町が作成する広報、印刷物について、性別に基づく固定観念にとらわれず、男女共同参画の視点に立った表現となるよう配慮します。
- 学校における情報教育を通じて、男女共同参画に関する情報を正しく理解する能力の育成や、自他の権利を尊重して責任ある行動をとる態度の育成など、メディア・リテラシー³の育成・向上に努めます。

1. 無意識の思い込み……誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

2. キャリアプランニング……自分の仕事（キャリア）のライフプランを考案し、将来的に自分がどのようにしていきたいのかを明確に思い描いていくこと。

3. メディア・リテラシー……メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

重点施策Ⅱ 教育・学習を通じた男女共同参画の推進

教育・学習を通じた男女共同参画を推進するためには、子どもの頃から生涯にわたり、男女共同参画を推進する教育・学習の機会や場を創出していく必要があります。

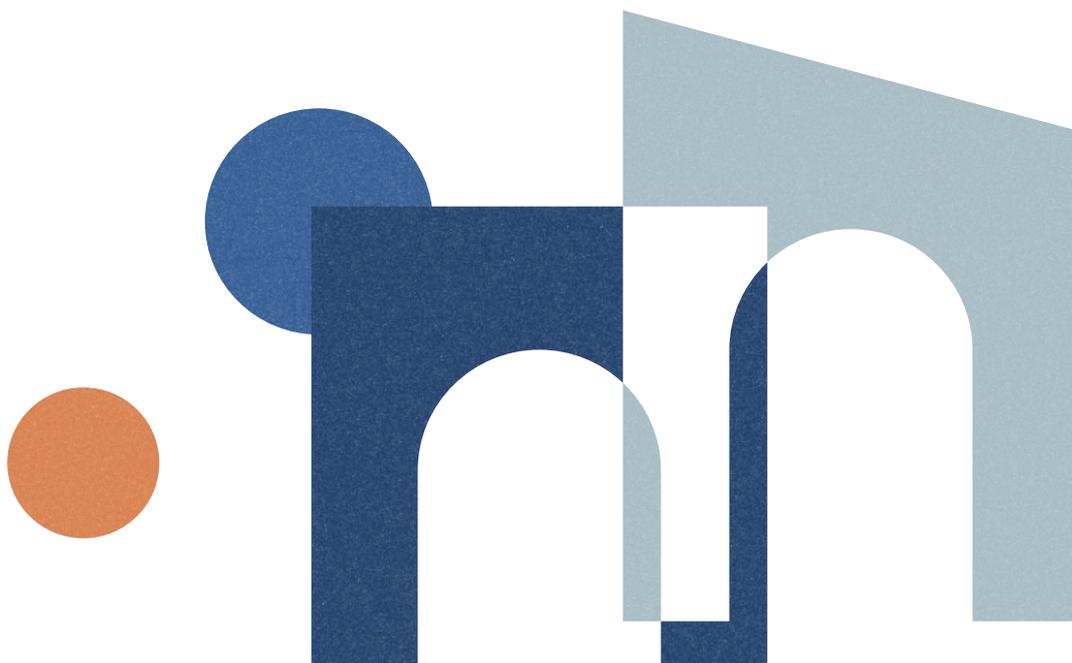
子どもたちが成長する過程で、男女共同参画の意識が自然と身に付けられるよう、家庭教育及び学校教育の場での学習機会の創出を推進するとともに、人権教育の充実や教職員の男女共同参画意識の向上を図る取組を進めます。また、あらゆる世代の人々が生涯にわたって男女共同参画の視点を学ぶことや、社会参画の意識を高めることが出来るよう、学習機会や提供する情報の充実を図ります。

施策の方向性① 学校教育における男女共同参画の充実

- 子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、広報・啓発を推進します。
- 児童生徒を対象に人権に関する作文、図画・ポスターを募集することにより、その制作を通じて、子どもたちが豊かな人権感覚を身に付けられるよう促します。
- 児童生徒への指導を強化するため、各学校の教職員のなかから「学力・授業力向上推進リーダー」を委嘱し、町内教職員の意識と指導力の向上を図ります。
- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を育成するため、小中一貫したキャリア教育を推進します。
- 産学官・地域・家庭が連携・協働したキャリア教育を推進し、生涯学習人材バンクや県キャリア教育支援センター等の出前授業等も積極的に活用します。
- 価値観の形成につながる小中一貫したキャリア教育を推進します。

施策の方向性② 生涯を通じた男女共同参画に関する学習機会の推進

- 家庭教育に関する学習機会と情報提供に努めます。
- 男女共同参画を学習する対象者の年代や課題に対応した学習機会の提供に努めます。
- 男女共同参画の意義について男女が共に理解を深めることができる生涯学習講座の充実を図ります。
- 人権問題に関する研修や学習ができる機会を増やすよう努めます。



基本目標 2

あらゆる分野における女性の参画拡大【新富町女性活躍推進計画】

重点施策 I 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

少子高齢化や人口減少、価値観の多様化が進む中、政治、経済、社会などあらゆる分野において、政策・方針決定に多様な視点や考え方を反映させるなかで、性別にとらわれることなく政策・方針決定過程に参画する機会を創出することが必要です。

国は、2020年代の可能な限り早期に、社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度となる目標を掲げています。新富町においても、一定の分野に限らず、あらゆる分野において同等の水準に到達できるよう、女性の参画拡大を推進します。

施策の方向性① 各審議会等委員への女性の参画拡大

- 幅広い分野から女性の人材についての情報の収集を進め、女性の各種審議会等への積極的な登用を進めます。
- 農業委員会や選挙管理委員会等の各委員会における女性委員の登用を進め、各種分野における方針決定の場への女性の参画を進めます。

施策の方向性② 政治分野における女性の参画拡大

- 女性の政治分野への参画拡大に向けた気運の醸成を図るための広報・啓発に努めます。

施策の方向性③ 行政分野における女性の参画拡大

- 女性職員の登用機会の拡大を図るため、様々な研修、ジョブ・ローテーション⁴及び職員の意欲と能力を生かす取組を進め、性別にかかわらず管理職職員として必要な経験や能力を備える職員の育成に努めます。
- 女性職員の活躍及び男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現する取組を進め、限られた時間を効率的に活かすことを重視する職員が人事評価において適切に評価されるよう促進します。
- 男性職員の育児等に係る状況を把握し、育児に伴う休暇・休業等の取得を呼びかけるとともに、周囲のサポート体制や代替要員の確保を図り、気兼ねなく育児休業等を取得できる職場環境の整備を促進します。

施策の方向性④ 経済分野における女性の参画拡大

- 女性の経済分野での活躍を促進するため、ロールモデルとなる女性やセミナー開催案内等の情報提供を行います。
- 商工会や関係機関と連携して、創業を目指す女性を支援します。
- 商工会と連携し、創業希望者の支援段階に応じて、経営基礎知識習得のための創業塾を実施するとともに、創業の実現に向けたサポート及び創業後のフォローアップを行います。
- 関係機関と連携し、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の事業主行動計画の届出や助成金等に関する情報提供を行います。
- 企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、ポジティブ・アクション⁵の取組促進の啓発に努めます。

4. ジョブ・ローテーション……職員が様々な職務を経験し、幅広い業務知識や技能を習得する機会を確保するために、定期的に職員の配置換えを行っていくこと。

5. ポジティブ・アクション……様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくこと。

重点施策Ⅱ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

男性も女性も働きたい人すべてが、仕事と子育て・介護・地域活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、様々な場でそれぞれの能力を十分に発揮するためには、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が重要です。

家事・子育て・介護等を男女が共に担うべき共通の課題とし、家事・子育て・介護等に男女が共に参画できる環境整備や支援体制の充実を図ります。

施策の方向性① 就業環境の整備と女性の就労機会の創出

- 労働者が性別により差別されることなく、また、仕事と家庭の両立が図られるよう、男女雇用機会均等法などの関係法令や国の助成金制度について関係機関と連携しながら周知を図ります。
- パートタイム労働等の多様な形態で働く労働者の雇用の安定や適正な労働条件等を確保するため、関係機関と連携し、パートタイム労働法及び労働者派遣事業法等の周知を図ります。
- 育児や介護等で長期間離職した女性の再就職等を促進するための周知広報を進めます。
- 男女がともに仕事と家庭生活を両立させ、継続して就業できるように、また、出産・育児等で一旦離職した女性が再就職できるように、関係機関と連携し、働きやすい職場環境づくりに関する情報提供を行います。
- 男性の育児休業・介護休業の取組を促進する広報啓発や情報提供を行います。
- 家族経営に従事する女性の就労状況の改善を推進するため、家族経営協定⁶の締結や女性認定農業者の育成を促進します。
- 女性同士のネットワークの強化等の地道な取組を通じ、男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる環境整備を促進します。

施策の方向性② 子育て支援サービスの充実

- 地域子育て支援センターを中心に、子育て支援サービス等のネットワークづくりに取り組むとともに、子育てに関する相談や子育て関連の情報提供を行います。
- ファミリー・サポート・センター⁷の活動について、支援者を養成するとともに、利用者・支援者双方に対し、継続的に事業内容の周知・啓発を行います。
- 利用希望者の状況を見据えながら、教育・保育施設及び放課後児童クラブの適正な定員の確保に努めます。
- 一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業等の多様な保育ニーズについて、利用者の動向を注視しつつ取り組みます。
- 保護者がそれぞれのニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、各種制度等の情報提供の充実を図ります。
- 多様化する教育・保育のニーズに柔軟に対応できるよう、保育士のスキルアップを図るための機会を提供し、教育・保育の質の向上に努めます。
- 子どもの居場所環境改善や居場所の確保を必要とする子どもに関する相談体制の整備に努めます。
- 子どもの居場所を確保し、関係機関が連携しながら、見守り強化及び家庭支援・学習支援を図ります。
- 土日等休日の子どもたちの居場所づくりを推進します。

6. 家族経営協定……家族農業経営にたずさわる各世帯員が家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

7. ファミリー・サポート・センター……地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のこと。

施策の方向性③ 介護支援サービスの充実

- 地域ケア推進会議等で地域課題を速やかに把握し、自助・互助・共助・公助のバランスをとりながら解決を図る「地域包括ケアシステム」推進体制の構築を目指します。
- 介護や支援が必要となる恐れのある高齢者を対象に、介護保険サービス相当の掃除・洗濯等日常生活上の支援や、居宅での機能訓練を行うサービス提供に努めます。
- 生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターや町民と連携しながら移動支援や買い物支援等の課題を検討します。
- 認知症に対する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人及びその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人等が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。
- 在宅医療と介護が一体的に提供されるような体制構築を目指した取組を行います。
- 遠隔での見守りができる緊急通報装置の導入を推進します。
- 家庭での介護負担が軽減されるとともに、高齢者が安心して暮らせるよう、介護サービス提供体制の充実や情報の提供に努めます。
- 家庭での介護負担が軽減されるとともに、高齢者が安心して暮らせるよう、介護保険やその他のサービスを利用するための相談支援体制を確保します。
- 多様なニーズに対し、保健・医療・福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう、地域ケア会議を中核として、地域における多様な社会資源を総合的に調整し、困難事例や広域的な課題について検討・解決していきます。

施策の方向性④ 家庭における家事・育児・介護等の相互協力の推進

- 男女が相互に協力し、家事・育児・介護や地域活動への参画を促進するための広報・啓発活動を推進します。

施策の方向性⑤ ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発活動の推進

- 生活と仕事の両立が可能となるような周知・広報を推進し、働き方の見直しや多様な働き方について、理解の促進を図ります。

重点施策Ⅲ 地域における男女共同参画の推進

地域においても担い手の確保や高齢化が課題となっており、地域の多様化するニーズに対応するためにも、様々な観点から課題解決ができる多様な人材の確保や、性別や年齢等により役割が固定化されないように意識の改革に取り組むことが必要です。

地域の一人ひとりがその個性と能力を発揮しながら、地域活動や地域づくりに参画し活躍できるよう、地域における男女共同参画の推進に取り組みます。

施策の方向性① 地域活動における男女共同参画の推進

- 地区等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むよう、関係機関等が連携を取りながら、必要な情報の提供などの支援を行います。
- 地域において男女共同参画推進に取り組んでいる婦人会等の活動を支援します。
- 地域で育まれた文化を継承しつつ、しきたりや慣習において、男女共同参画の観点で、その目的や効果等を考慮し、必要がある場合は見直されるよう、広報・啓発に取り組めます。

施策の方向性② まちづくりにおける男女共同参画の推進

- ボランティアやNPO活動の活性化を通じて、各種まちづくり活動への男女の積極的な参画を促進します。
- 男女を問わず町民が郷土の魅力を高める取組に参加できるよう、まちづくり団体主導のまちづくりを支援します。

基本目標 3

安全・安心な暮らしの実現

重点施策 I 生涯を通じた健康支援

性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていくことは、男女共同参画社会を形成するに当たっての基本的な条件と言えます。

特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期と、心身の状況が年代によって大きく変化する特性があり、男女が互いの性差に応じた健康についての理解を深め、生涯にわたり健康を享受できるための取り組みを進めます。

施策の方向性① 健康の保持増進対策の推進

- 市民の健康を守るため、効果的かつきめ細やかな対応の推進を図ります。
- 健康寿命延伸のため、国保データベースシステムを活用して保健指導対象者等の抽出を行い、専門職による必要に応じた支援を行うことで、生活習慣病重症化予防のための取組を行います。
- 感染症を予防する生活習慣（手洗い・うがい・バランスの良い食事・休養・禁煙・口腔ケアなど）や予防接種について、健康教室や健康診査などの機会を活用し、その有効性や正しい知識の普及を図ります。
- 食育活動について、食生活改善推進員が主体となって地域や団体への調理実習等を行い、食生活改善を積極的に行います。
- 多くの人が集う場を活用して、健康意識の向上を図ります。
- 市民の医療ニーズに対応して、児湯地域の周産期医療・救急医療体制の整備を図るなど、安心して暮らせる地域医療体制の整備に努めます。
- 初期医療（一次医療）としてかかりつけ医を推進するとともに、一次医療機関が入院治療等を必要とする患者を二次・三次医療機関⁸に紹介し、入院治療等を終えた患者に対しては引き続き在宅医療を行う役割も担うなど、医療機関相互の連携が図られるよう地域の医療体制の充実を図ります。
- 医師会の協力を得て、夜間や休日の医療体制の充実を図ります。
- 薬物に関する正しい知識の普及啓発を行い、乱用防止の周知徹底を図ります。
- 女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組みます。
- HIVや性感染症について、自ら感染防止が図れるよう、正しい知識の普及啓発に努めます。

施策の方向性② 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援

- 母性の保護や女性の心身にわたる健康づくりのため、こんにちはあかちゃん訪問事業や産後ケア事業を実施します。
- 不妊治療や不育症治療を受ける夫婦に対する経済的支援を行うとともに、不妊に悩む夫婦に対する相談体制の充実及び不妊治療等への理解を深め、治療を受けやすい環境とするための啓発に取り組みます。
- 思いがけない妊娠で悩む女性への相談体制を確保します。
- 児童生徒が性に関して正しく理解するとともに、自己や他者の命を大切に、適切な意思決定や行動選択ができるように性に関する指導を推進します。

8. 二次・三次医療機関……二次医療機関：入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関のこと。三次医療機関：二次医療機関では対応できない脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷や複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対する医療機関のこと。

重点施策Ⅱ 安心して暮らせる環境の整備

高齢化の進展、単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用労働者の増加など、社会の変化を背景に幅広い層で困難を抱える人が増加しています。特に女性は、高齢単身世帯に占める割合が高いこと、ひとり親世帯の多くが母子世帯であること、非正規雇用労働者の割合が高いこと、賃金の男女格差があることなどから、貧困などの生活上の困難に陥りやすい状況にあります。そのため、貧困などの生活上の困難に対する多様な支援を行うとともに、その支援が届きやすくなるよう改善や充実に努めます。

また、施策の推進に当たっては、障がいがあること、外国人であることなどに加えて、女性であることで更に複合的な困難を抱える場合があることや、性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々がいることに留意し、様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備を進めます。

施策の方向性① 生活上の困難に直面する家庭への支援

- 子どもの貧困対策を推進するため、生活上の困難に直面する子育て世帯の状況の把握に努めます。
- こども家庭総合支援センター「パブリカ」を中心に、関係機関との連携を図り、情報共有・ケース会議等を行い、子育て世代への支援体制を整えます。
- 子ども家庭の子育てに関する相談や支援について、経済面・精神面など、より専門的な相談に対応できるよう、職員等が会議・研修等に参加することで支援強化を図ります。
- 児童生徒が経済的な理由や家族の事情により教育を受けることが困難とならないよう、就学や進学に関する支援を行います。
- 経済的困難を抱える子育て世帯に対し、学習支援等必要な支援の展開を図ります。
- 教育の機会均等及び人材育成の観点から、経済的理由により就学に困難がある子供に対し、奨学金による支援を行います。
- 生活保護に準じる程度の世帯の保護者に対して、学用品費・給食費等を援助します。
- 放課後児童クラブの利用料について、利用料の一部助成を行います。
- ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、利用を促進し、経済的支援を推進します。
- 生活上の困難に直面する家庭が安定した生活を送ることができるよう、効果的な就業相談や情報提供等に取り組み、就業に結び付く可能性の高い資格や技能の習得の支援を推進します。
- 生活上の困難に直面する高齢者への医療・介護等含め一元的に対応できる相談体制の構築を図ります。
- 生活に困窮した方が相談しやすい体制の充実に努めます。
- 生活困窮者の自立支援のため、年金や各種手当等の社会保障制度の適正な活用を図ります。

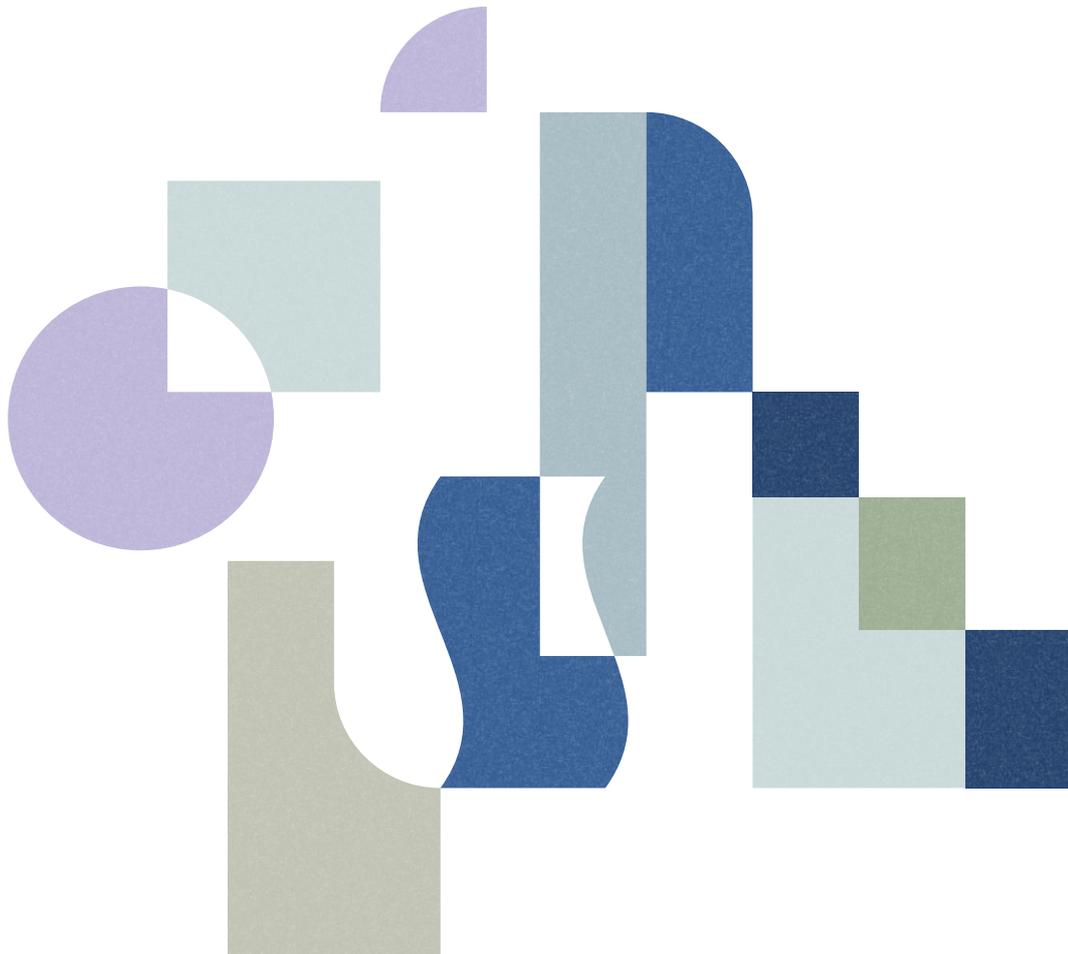
施策の方向性② 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備

- フレイル⁹高齢者や事業対象者¹⁰、要支援高齢者を対象に、専門職等の関わりによる短期集中的なプログラムを通じて元気を取り戻し、社会参加につなげていく「循環型介護予防・生活支援エコシステム」の構築を推進します。
- 高齢者が健康で意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現に努めます。
- 高齢者を対象に、生活に関する総合的な相談受付や支援等のサービスを提供し、通いの場の充実や介護予防の推進を図ります。

9. フレイル……健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。

10. 事業対象者……国が定めた日常生活に関する25の質問で構成された「基本チェックリスト」を実施した結果、日常生活における何らかのリスク（危険）があると判定された人のこと。

- 生涯学習講座やボランティアへの高齢者の参加を推進し、高齢者の生きがいがづくりの充実を図ります。
- 日常生活又は療養をする上で、障がいに対する支援が必要な方に対して居宅介護などの訪問系サービスの充実及び家族の負担軽減を図ります。
- 障がい者が住み慣れた地域で自立して生活を送るため、自立訓練等日中活動系サービスの充実を図ります。
- 障がい者福祉サービスについての理解を深めてもらうため、広報の充実を図ります。
- 通常の学級で必要な特別支援教育の支援や合理的配慮を行う支援員などを配置し、障がい児の学習機会における環境整備に努めます。
- 外国人住民が安心して日常生活をおくり、地域住民と共に円滑に社会生活を営むことができるよう、やさしい日本語による行政情報の提供や、公共施設の案内表示等において多言語での記載やわかりやすい日本語表記に努めます。
- 国籍・性別・障がいの有無など関係なく、一人の人間として、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを推進するため、男女共同参画週間を活用した広報・啓発活動に努めます。
- 障がい者雇用を推進するため、新富町役場でのチャレンジ雇用¹¹の取組を促進します。
- LGBT¹²に関する理解を深めるため、研修機会の創出や広報・啓発に努めます。



11. チャレンジ雇用……各省庁・自治体において、働く意欲のある障がい者を非常勤職員として1年以内の期間を単位に雇用し、1～3年の業務の経験を踏まえて、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度のこと。
12. LGBT……Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）を表す言葉のひとつのこと。

重点施策Ⅲ 防災における男女共同参画の推進

東日本大震災や熊本地震など、これまでの大規模災害では、避難所において女性用の物資が不足したり、プライバシーが十分に確保されていなかったりするなど、様々な場面において男女共同参画の視点が不十分な状況が報告されています。こういった状況を教訓に、今後、町民、事業者、自主防災組織及び行政が、それぞれの立場で自助、共助及び公助を実践し、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

施策の方向性① 男女共同参画の視点に立った防災対策

- 災害時の男女のニーズの違いに対する配慮について検討した内容を取り入れた、町民の防災知識の普及を図ります。
- 自主防災組織のリーダーを養成するための防災士養成研修等において、男女共同参画の観点からの防災対策についての内容を盛り込んだ実施を進めます。
- 指定避難所¹³の運営における女性の参画を推進します。
- 指定避難所を開設する際には、以下の視点等に配慮した避難所運営に努めます。
 - ◎授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置
 - ◎生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布をしたり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫すること
 - ◎仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにする
 - ◎女性や子どもに対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけること
 - ◎男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努めること
 - ◎避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮するものとする。
- 指定避難所での生活が長期化する場合において、町民による自主運営が行われる場合には、食事作りやその片付け、清掃などの特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することが無いよう、運営組織の責任者の育成に努めます。
- 福祉避難所¹⁴において、要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で、男女双方の視点に配慮した運営に努めます。

施策の方向性② 男女共同参画の視点に立った消防団活動の推進

- 地域防災力の要である消防団の活動を活性化するため、防災教育や応急手当の普及指導などに取り組む女性消防団員の加入促進及び育成を図ります。

13. 指定避難所……災害の危険性がなくなった後に、ご自宅が被災された方々や、災害により帰宅が困難となった方々が一時的に滞在することを目的とした施設のこと。

14. 福祉避難所……高齢者や障がい者など一般の避難所では生活することが困難な要配慮者に対して、特別の配慮がなされた避難所のこと。

重点施策Ⅳ あらゆる暴力の根絶【新富町DV防止基本計画】

すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その対象の性別や、加害者と被害者との間柄を問わず、許されるべきものではありません。暴力による被害は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きく、その後の人生に大きな支障を来たすことにつながることもある深刻な問題です。

また、近年SNS等インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した暴力をめぐり状況は一層多様化してきています。

暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

あらゆる暴力の予防と根絶に向けた広報・啓発活動の推進や被害者の保護、自立支援に向けた対策の充実を進めます。

施策の方向性① 暴力・ハラスメント等の防止に向けた意識づくり

- 様々な機会を捉え、あらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広報・啓発活動を推進します。
- 様々な機会を捉え、性犯罪・性暴力は決して許されるものではないという社会の意識を醸成するとともに、未然に防止するための広報・啓発活動を推進します。
- インターネット上の性的な暴力やハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、安全・安心な利用のための広報・啓発を推進します。
- 安全・安心の確保に役立つ情報の提供及び防犯指導等を実施し、町民の生活空間の安全対策を一層強化するとともに、配偶者等暴力事案等への迅速かつ的確な対処に努めます。
- 町職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止のため、研修・会議等を通じて職員への周知や意識啓発を図ります。
- 各種機関と連携し、事業所等で各種ハラスメント防止対策が促進されるよう啓発に努めます。

施策の方向性② 被害者・支援者の安全確保と相談・支援体制の充実

- DV相談の適切な活用を促すため、DVの影響についての啓発・相談、関係機関との円滑な連携に努めます。
- 中・高生及び大学生等の若年層を対象に、交際相手からの暴力（デートDV）の防止に関する広報・啓発を推進します。
- 被害者の置かれた多様な状況に適切に対応するため、警察や県の支援機関等と相互に協力し緊密な連携の元、被害者やその支援者の意思を尊重したきめ細やかな支援を行います。
- 警察や県の支援機関等と連携し、被害者それぞれの状況に応じた迅速で安全な保護体制を強化するとともに、自立に必要な情報提供及び助言等による支援を行います。
- DV相談窓口の明確化や担当職員の研修会への参加など、DV対策への取組を進めます。
- ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれ大きいものであることを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報・啓発を推進します。
- ストーカー、配偶者からの暴力等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、被害者やその支援者等の安全確保を最優先に、認知の段階から警察や県の支援機関等と連携し組織的な対処を推進します。
- 加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を検索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図ります。



1. 男女共同参画基本法

公布：平成11年6月23日法律第78号
最終改正：平成11年12月22日法律第160号

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条～第12条）
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）
- 第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

【目的】

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

【定義】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会的対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

【男女の人権の尊重】

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

【社会における制度又は慣行についての配慮】

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

【政策等の立案及び決定への共同参画】

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会的対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

【家庭生活における活動と他の活動の両立】

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

【国際的協調】

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

【国の責務】

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【地方公共団体の責務】

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【国民の責務】

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

【法制上の措置等】

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

【年次報告等】

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

【男女共同参画基本計画】

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

【都道府県男女共同参画計画等】

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【施策の策定等に当たっての配慮】

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

【国民の理解を深めるための措置】

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

【苦情の処理等】

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

【調査研究】

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

【国際的協調のための措置】

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

【地方公共団体及び民間の団体に対する支援】

- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

【設置】

- 第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

【所掌事務】

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

【組織】

- 第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

【議長】

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

【議員】

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

【議員の任期】

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

【資料提出の要求等】

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

【政令への委任】

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

【施行期日】

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

【男女共同参画審議会設置法の廃止】

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

【経過措置】

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成11年7月16日法律第102号）抄

【施行期日】

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成13年1月6日）

- 一 略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第20条の規定 公布の日

【委員等の任期に関する経過措置】

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- 一から十まで 略
- 十一 男女共同参画審議会

【別に定める経過措置】

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号）抄

【施行期日】

第1条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

2. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

公布：平成27年9月4日法律第64号
最終改正：令和4年6月17日法律第68号

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画等（第8条～第18条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第19条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条～第29条）
- 第5章 雑則（第30条～第33条）
- 第6章 罰則（第34条～第39条）

附則

第1章 総則

【目的】

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

【基本原則】

- 第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

【国及び地方公共団体の責務】

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

【事業主の責務】

第4条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

【基本方針】

- 第5条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

【都道府県推進計画等】

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

【一般事業主行動計画の策定等】

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

【基準に適合する一般事業主の認定】

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

【認定一般事業主の表示等】

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

【認定の取消し】

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

【基準に適合する認定一般事業主の認定】

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

【特例認定一般事業主の特例等】

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

【特例認定一般事業主の表示等】

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

【特例認定一般事業主の認定の取消し】

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

【委託募集の特例等】

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

【一般事業主に対する国の援助】

第18条 国は、第8条第1項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

【一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表】

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

【特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表】

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

【職業指導等の措置等】

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

【財政上の措置等】

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

【国等からの受注機会の増大】

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

【啓発活動】

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

【情報の収集、整理及び提供】

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

【協議会】

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

【秘密保持義務】

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

【協議会の定める事項】

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

【報告の徴収並びに助言、指導及び勧告】

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

【公表】

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

【権限の委任】

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

【政令への委任】

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100百万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則抄

【施行期日】

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

【この法律の失効】

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

【政令への委任】

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

【検討】

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成29年3月31日法律第14号抄）

【施行期日】

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

①第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

2及び3 略

- 4 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

【罰則に関する経過措置】

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

[その他の経過措置の政令への委任]

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年6月5日法律第24号）抄

[施行期日]

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

[令和元年政令第174号で令和2年6月1日から施行]

- 一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
- 二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

[令和元年政令第174号で令和4年4月1日から施行]

[罰則に関する経過措置]

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

[政令への委任]

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

[検討]

第7条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和4年3月31日法律第12号）抄

[施行期日]

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定（第1号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。）、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。）並びに第3条の規定（職業能力開発促進法第10条の3第1号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定（「、第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

[政令への委任]

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4法律68）抄

[経過措置の政令への委任]

第509条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和4年6月17日法律第68号）抄

[施行期日]

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第509条の規定 公布の日

3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布：平成14年4月13日法律第31号
最終改正：令和4年6月17日法律第68号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）
- 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条～第5条）
- 第3章 被害者の保護（第6条～第9条の2）
- 第4章 保護命令（第10条～第22条）
- 第5章 雑則（第23条～第28条）
- 第5章の2 補則（第28条の2）
- 第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

[定義]

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

[国及び地方公共団体の責務]

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

[基本方針]

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

[都道府県基本計画等]

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

[配偶者暴力相談支援センター]

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自らい、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

【婦人相談員による相談等】

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

【婦人保護施設における保護】

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

【配偶者からの暴力の発見者による通報等】

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

【配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等】

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

【警察官による被害の防止】

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【警察本部長等の援助】

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

【福祉事務所による自立支援】

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【被害者の保護のための関係機関の連携協力】

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

【苦情の適切かつ迅速な処理】

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

【保護命令】

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時にいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的差（しゅう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的差恥心を害する文書、画像その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
 - 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けたり著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
 - 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

【管轄裁判所】

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

【保護命令の申立て】

- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

【迅速な裁判】

- 第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

【保護命令事件の審理の方法】

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
 - 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

【保護命令の申立てについての決定等】

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。

【即時抗告】

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

【保護命令の取消し】

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

【第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て】

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

【事件の記録の閲覧等】

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

【法務事務官による宣誓認証】

- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

【民事訴訟法の準用】

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

【最高裁判所規則】

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

【職務関係者による配慮等】

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

【教育及び啓発】

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

【調査研究の推進等】

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

【民間の団体に対する援助】

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

【都道府県及び市の支弁】

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

【国の負担及び補助】

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
 - 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

【この法律の準用】

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条 被害者……被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第6条第1項 配偶者又は配偶者であった者……同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項 配偶者……第218条の2に規定する関係にある相手

第10条第1項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合……第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則抄

【施行期日】

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

【経過措置】

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

【検討】

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成16年6月2日法律第64号）

【施行期日】

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

【経過措置】

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

【検討】

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成19年7月11日法律第113号）抄

【施行期日】

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

【経過措置】

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成25年7月3日法律第72号）抄

【施行期日】

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則（平成26年4月23日法律第28号）抄

【施行期日】

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附則（令和元年6月26日法律第46号）抄

【施行期日】

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

【その他の経過措置の政令への委任】

第4条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

【検討等】

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和4年5月25日法律第52号）抄

【施行期日】

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

【政令への委任】

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4法律68）抄

【経過措置の政令への委任】

第509条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和4年6月17日法律第68号）抄

【施行期日】

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第509条の規定 公布の日

4. 新富町男女共同参画推進条例

公布：令和4年12月14日条例第21号

【目的】

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

【定義】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 男女共同参画……男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- ② 積極的改善措置……前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- ③ 町民……町内に居住する者又は滞在する者（通勤、通学等で滞在する者をいう。）及び町内に活動拠点を置く団体等に所属する者をいう。
- ④ 事業者……町内において、あらゆる事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- ⑤ 教育に携わる者……学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。
- ⑥ セクシュアル・ハラスメント……性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- ⑦ ドメスティック・バイオレンス……配偶者等親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えられる暴力的行為をいう。

【基本理念】

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- ① 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- ② 性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに鑑み、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- ③ 男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ④ 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- ⑤ 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行うよう配慮すること。

【町の責務】

第4条 町は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、町行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

【町民の責務】

第5条 町民は、基本理念ののっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【事業者の責務】

第6条 事業者は、基本理念ののっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【教育に携わる者の責務】

第7条 教育に携わる者は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【性別による権利侵害の禁止】

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- ① 性別による差別的取扱い
- ② セクシュアル・ハラスメント
- ③ ドメスティック・バイオレンス

【男女共同参画基本計画】

第9条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 町長は、基本計画を策定しようとするときは、第16条第1項に規定する新富町男女共同参画推進懇話会の意見を聴くものとする。

3 町長は、基本計画を策定したときは、遅延なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

【施策の策定等に当たっての配慮】

第10条 町は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

【町民等の理解を深めるための措置】

第11条 町は、広報活動等を通じて、基本理念に関する町民、事業者及び教育に携わる者（以下「町民等」という。）の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

【町民等への支援】

第12条 町は、町民等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

【相談等の処理】

- 第13条 町長は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を妨げる行為に関し、町民等から相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するものとする。
- 2 町長は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し、町民等から苦情の申出があった場合には、適切に処理するよう努めるものとする。
- 3 町長は、前項の申出を処理するに当たって、必要があると認めるときは、新富町男女共同参画推進懇話会の意見を聴くものとする。

【調査研究】

第14条 町長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

【年次報告】

第15条 町長は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

【設置等】

- 第16条 町長の附属機関として、新富町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。
- 2 懇話会は、次に掲げる事項を審議し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。
- ①第9条に規定する基本計画に関する事項
- ②第13条第3項の規定する苦情に関する事項
- ③前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に必要なと認められる事項
- 3 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、懇話会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【委任】

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

5. 新富町男女共同参画推進懇話会規則

公布：令和4年12月14日規則第26号

【趣旨】

第1条 この規則は、新富町男女共同参画推進条例（令和4年新富町条例第 号）第16条第6項の規定に基づき、新富町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

【委員】

- 第2条 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 町議会の議員
- (2) 関係団体を代表する者又は推薦を受けた者
- (3) 識見を有する者
- (4) その他町長が適当と認める者

【会長及び副会長】

- 第3条 懇話会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、懇話会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【会議】

- 第4条 懇話会は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委嘱後の最初の懇話会は町長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

【庶務】

第5条 懇話会の庶務は、総合政策課において処理する。

【委任】

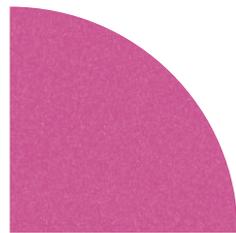
第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

6. 新富町男女共同参画推進懇話会委員名簿

役職	氏名	所属等	役職	氏名	所属等
1 会長	揖斐 兼久	新富町議会 総務産業常任委員会委員長	2 副会長	井崎 美恵子	新富町商工会 会長
3 委員	松浦 美緒	新富町議会 総務産業常任委員会委員	4 委員	押川 博	新富町区長会 会長
5 委員	児玉 和子	新富町教育委員会 教育委員	6 委員	芳野 京子	新富町農業委員会 副会長
7 委員	宮本 まさ子	新富町地域婦人連絡協議会 会長	8 委員	財津 豊美	新富町母子保健推進員
9 委員	大金 林蔵	人権擁護委員	10 委員	岡田 ちはる	宮崎県男女共同参画地域推進員



第3次新富町男女共同参画計画(令和5年3月)

発行:宮崎県新富町総合政策課

889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491 tel:0983-33-6012 fax:0983-33-4862